

## 一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、山形県病院事業局集配金業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 7 年 2 月 25 日

山形県病院事業管理者 阿彦 忠之

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 中地下 2 会議室
- (2) 日時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午前 11 時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県病院事業局集配金業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- (3) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- (4) 1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第 125 条第 5 項の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であって、県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等

直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (8) 調達役務の履行に係る施設と同種の施設において、過去5年以内に当該役務と同種の業務を履行した実績があること。この場合において、現に調達役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が令和7年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- (9) 警備業法第4条に定める警備業の認定を受けていること。山形県公安委員会以外の都道府県公安委員会から認定を受けている場合は、警備業法第9条の届け出を山形県公安委員会に届出ていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県病院事業局県立病院課 電話 023（630）2326

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等

(1)の契約に関する事務を担当する部局で交付するほか、山形県のホームページ

(<https://www.pref.yamagata.jp/>) からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年3月13日（木）午後3時までに4の(1)の契約に関する事務を担当する部局に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

- (5) 詳細については入札説明書による。